

裾野市新型インフルエンザ対策行動計画

平成 21 年 5 月 22 日作成

平成 21 年 9 月 25 日改定

I はじめに

神戸市において、国内で最初の新型インフルエンザ患者が確認されたことを受けて、国は、国の発生段階として「国内発生初期の第 2 段階」に移行することを決定しました。

静岡県でも、今後、県内における新型インフルエンザの発生に備え、県民への情報提供や地域における医療体制の整備など、これまでの対策に万全を尽くす決定をしました。

厚生労働省は新型インフルエンザ発生に伴う国民の健康被害、経済的損失は甚大な影響を及ぼすことが予想され、特別に対策を講ずる必要があるため、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しています。

静岡県においても国の行動計画に基づき、「静岡県新型インフルエンザ保健医療対策行動計画」を策定しています。

裾野市においては、市民の健康被害を最小限にとどめるため、県の要請等に基づき対策を講じるため、本行動計画を策定するものとします。

なお、本行動計画は静岡県行動計画の改訂など必要に応じて改訂することとします。

II 基本方針

1. 目標

新型インフルエンザが発生した場合、感染力の強さ、発生規模の大きさから完全な封じ込めは困難であるため、3つの目標を念頭に、県の要請に基づきながら対応を図っていきます。

- ◎ 感染拡大を可能な限り防止する。
- ◎ 健康被害を最小限にとどめる。
- ◎ 市民等への適切な情報提供による混乱防止

● 想定患者数（全人口の 25%が罹患すると想定）

高病原性鳥インフルエンザを想定する

	全国	静岡県	裾野市
外来患者	1,321 万人～2,454 万人	39 万 6 千人～73 万 6 千人	5,540 人～10,300 人
入院患者	53 万人～200 万人	1 万 6 千人～6 万人	220 人～840 人
死 者	17 万人～64 万人	5 千人～1 万 9 千人	70 人～270 人

2. 流行状況の分類

流行状況を次のとおり分類し対応を図っていく。

なお、流行状況のレベルは、県の分類に従う。(国の発生段階による区分)

[WHO のフェーズ概要]

- フェーズ 1
(定義) ヒトから新しい亜性のウイルスは検出されていないが、ヒトに感染する可能性を持つウイルスが動物に検出。
- フェーズ 2 (国内非発生、国内発生)
(定義) ヒトから新しい亜性のインフルエンザは検出されていないが、動物からヒトへ感染するリスクが高い動物に検出。
- フェーズ 3 (国内非発生、国内発生)
(定義) ヒトへの新しい亜性のインフルエンザ感染が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にはない。
- フェーズ 4 (国内非発生、国内発生)
(定義) ヒトからヒトへの新しい亜性のインフルエンザ感染が確認されているが感染集団は小さく限られている。
- フェーズ 5 (国内非発生、国内発生)
(定義) ヒトからヒトへの新しい亜性のインフルエンザ感染が確認され、大きな集団発生がみられる。パンデミック発生のリスクが高まる。
- フェーズ 6 (パンデミック国内非発生、国内パンデミック期)
(定義) パンデミックが発生し、世界の一般社会で急速に感染が拡大している。
- 後パンデミック期
(定義) 回復期

[国の発生段階区分]

前段階	(未発生期)	新型インフルエンザが発生していない状態
第一段階	(海外発生期)	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	(国内発生早期)	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階		県内で新型インフルエンザが発生した状態 (感染拡大期、まん延期、回復期) に分類される
第四段階	(小康期)	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

Ⅲ 項目毎の対応

1. 組織体制

危機管理に関する方針決定機関と対応実務機関からなる組織を整備し、流行レベルに応じ対応する。

① 裾野市新型インフルエンザ対策本部

新型インフルエンザ流行時における社会機能維持、その他市民生活の安全と安定の確保に関し必要な事項を協議

本部長 市長

副本部長 両副市长、教育長

構成員 企画部長、総務部長、市民部長、産業建設部長、消防長、水道部長、教育部長、健康福祉部長、議会事務局長、秘書室長、環境防災室長、健康推進室長

② 新型インフルエンザ対策行動班

本部の設置目的を達成するため必要な対策を検討し、実施する。また県からの要請に対処する。

班長 健康推進室長

構成員 企画政策室長、財政室長、生き生き広報室長、人事室長、環境防災室長、社会福祉室長、こども福祉室長、商工観光室長、農林振興室長、水道総務室長、学校教育室長、教育総務室長、生涯学習室長、消防総務室長

2. 情報の収集・提供体制

新型インフルエンザの発生探知、及び発生時に関係部署が迅速に対応できる体制を構築するため情報の収集に努め、市民への啓発を行うとともに市民相談窓口を設置する。

① 情報収集源

厚生労働省、静岡県、マスコミ報道等

② 市民への情報提供

市広報無線、市広報紙、市ホームページ、チラシ等により市民、保育園、幼稚園、小中学校に情報提供を行う。

③ 相談窓口の設置

健康推進室に市民からの相談窓口をフェーズ4（国内非発生）から設置する。

3 高齢者世帯、一人暮らし世帯の在宅患者の支援

医療機関における入院対応ができなくなった場合には在宅対応とし、保健所と連携し往診、訪問看護等による高齢者世帯、一人暮らし世帯の在宅患者支援を実施する。

- ① 高齢者世帯、一人暮らし世帯の在宅者の世帯を訪問し、病状の把握を行う。
- ② 必要に応じ、医師会に往診、訪問看護の要請を行う。
- ③ 症状が悪化した患者の救急車による医療機関への搬送を行う。
- ④ 自宅死亡者への対応を行う。

4 患者収容施設の確保

医療機関への入院及び在宅による治療で対応しきれない場合、患者収容施設を作り患者対応を行う。(仮・福祉保健会館)

5 患者の搬送

住民からの119番要請があった場合や保健所から要請があった場合は、県の行動計画「患者の搬送」(別紙)により、救急車による対応病院などに搬送を行う。

6 消毒等の実施

家庭での消毒方法等に関し国、県よりマニュアルがでた場合は市民等へ周知を図る。

必要に応じ、また県から消毒の実施について市への要請があった場合は、消毒を実施する。

7 市民の社会活動の制限

- ① 発生段階の第三段階における社会活動の制限の要請が、下記のとおり県より行われるので周知をはかる。
 - ア 発生地域における不要不急の大規模集会や興業施設等不特定多数の集まる活動は自粛を要請する
 - イ 患者と接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請する。
 - ウ 発生地域における事業所、福祉施設等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを強く要請する。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を要請する。
 - エ 発生地域における住民・施設入所者等に対して、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨する。

- ② フェーズ6において、厚生労働大臣からの非常事態宣言が出た場合は、感染拡大防止のため大規模な集会の自粛、休校、公共の場でのマスクの着用、感染が疑われる場合及び感染後完治するまでの間の外出の自粛等を強く要請されるので周知を図る。

8 遺体の処理

パンデミックに備え衛生上の観点から、火葬場の遺体処理が間に合わない場合に、市民体育館を一時的遺体安置所として使用する。

9 その他

その他必要に応じ、また県からの要請により対策を講じるものとする。